

鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例

鳥取県地域社会振興部市町村課課長補佐 遠藤 公亮

1 条例制定に至った背景と経緯

令和6年当時、我が国の選挙を取り巻く環境には深刻な歪みが生じていました。4月の衆議院議員東京都第15区補欠選挙では街頭演説が妨害される事案が発生し、7月の東京都知事選挙でポスター掲示場にポスターを貼る権利を他者へ譲ることで経済的利益を得ることが公然と行われるなど、公明かつ適正な選挙の執行を脅かす行為が横行していました。

本県の平井伸治知事は、こうした違法あるいは法の趣旨に反する行為について強く批判するとともに、現状に強い懸念を示し、選挙が行われる際には候補者等に公職選挙法（以

下「公選法」という。）の遵守を促すとともに、仮にそうした事案が発生しても、選挙管理委員会等関係機関が適切に対処し、公明かつ適正な選挙の管理執行及び適正な選挙運動の確保を図れるよう、独自の条例の制定に踏み切りました。迅速な検討と関係機関との調整を経て、条例案を令和6年9月定例県議会に提出し、同年10月10日に可決・成立、同月17日の施行に至りました。

2 条例の内容

条例の目的は、第1条に規定される2本の柱に集約されます。

①第一に、選挙が、選挙人の自由意思によつ

て公明かつ適正に執行されることを確保すること

②第二に、投票環境の向上や主権者教育の推進を通じて選挙人の積極的な政治参加を促進すること

そしてこれらを通じて民主政治及び地方自治の健全な発展を図ることです。

(1) ①について

条例第2条では、公選法第144条の2等の趣旨を踏まえ、選挙運動用ポスター以外のものの掲示、候補者以外の者の掲示、同一ポスター掲示場への複数掲示を禁じ、また、選挙運動としての動画配信等インターネット上

鳥取県は、「鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例」を制定した（令和6年条例第38号として、令和6年10月10日公布、同年同月17日施行）。現行の公職選挙法の解釈・運用の徹底及び選挙管理委員会の権限行使の円滑化を狙いとした全国初の条例である。

で得た広告料収入等について適正な収支報告を求め、さらに、選挙の自由妨害行為その他法令違反行為を禁ずるなど、公選法上当然のルールを明記しました。

加えて、条例第3条では、県及び市町村の選挙管理委員会が、その権限を適切に行使し、相互に連携・協力することを明示し、違法な文書画像がポスター掲示場に掲示されたときは、公選法に基づく撤去命令や市町村のポスター掲示場の管理権限に基づく必要な措置（明白に選挙運動用ポスター等でないものが貼られていた場合に、ポスター掲示場としての機能を損なわないよう撤去を求めるなど）を講ずることも明文化しています。

また、条例第4条では、選挙の自由妨害罪に該当する行為その他急迫不正の侵害行為に対し、選挙管理委員会、警察等の関係機関が速やかに停止させるよう努めるものとしています。

このように本条例は、公選法など既存の法令の枠内で対応しようとするものであり、新たな規制を創設するものではなく、いわゆる上乗せ・横出し条例ではありません。

法令の適切な解釈・運用について明記し、選挙管理委員会等の適正な選挙の管理執行について規定するとともに、候補者や選挙人にも法令やその趣旨を守るよう求め、地域社会

全体で公選法に反する選挙運動等を許さないという機運を醸成することで、公明・適正な選挙を確保することを企図しています。

(2) ②について

本条例では、選挙人の一層の政治参加を促すため、主権者教育の推進や投票環境の向上に資する対策について規定しています。

その背景には近年の投票率の低下や地方議員のなり手不足等に対する危機感があり、条例制定の1年前に県・市町村が合同で開催した「投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会」（以下「研究会^(註)」）の提言が基礎になっています。

研究会の報告書では、小・中学校等の段階から発達段階に応じた主権者教育を行っていくことや自らの投票・行動が政治や地域に影響を与えることができるという感覚（政治的有効性感覚）を養うこと、投票所の減少に歯止めをかけるべく、減少の最も大きな要因である投票立会人の確保のためオンライン投票立会を導入することなどが提案されました。

こうした報告書の内容を条例に盛り込み、条例第5条では、選挙管理委員会が教育委員会等関係機関と連携し、小学生等若年層から成年に至るまでの教育の充実及び情報リテラシー教育の推進について定め、条例第6条で

は、地域の実情に応じ、期日前投票所の増設その他選挙人の利便性向上に資する対策の検討や実施に努めることなどを規定しています。

3 条例に関連した取組

条例の理念に則り、県では多面的な施策に取り組んでいます。

選挙運動の適正化の取組の一例として、鳥取県が独自に導入した「自らの当選を目的として候補者になる」旨の宣誓書の提出の義務付けが挙げられます。これは、選挙運動に係る二馬力行為の抑止のために、立候補届出時に自身の当選を目的とし、他候補の応援をしないということを候補者に宣誓させるもので、令和7年5月に行われた鳥取県議会議員

米子市選挙区補欠選挙や同年7月に行われた参議院議員通常選挙で実際に導入しています。

また、主権者教育については、発達段階に応じた教育の充実のため、小学校6年生及び中学校3年生の年代の児童生徒を対象とし、鳥取県の地域課題等を投票テーマとしたオンライン模擬投票「ちいわか総選挙」を全県的に実施しています。ちいわか総選挙で最多得票を得たものは、実際に鳥取県の施策等に反映される仕組みとしており、そうした自分たちの意思表示が県政を動かす体験を通じ、政治の有効性感覚を養い、積極的に政治参加す

図表1 ちいわが総選挙の小学6年生用教材（表紙と裏表紙）



る主権者としての成長につながることを目指しています。なお、「ちいわか」とは、地域とつながり、地域に愛着を持ち、地域のことを我が事ととらえて、積極的に投票その他政治参加する若者になってほしいという願いを込めた造語です。

さらに、投票環境の向上策として、県独自の補助制度を創設し、市町村の地域特性・地域事情に応じた取組を支援して

図表2 移動期日前投票所



います。また、研究会提言を受け、投票立会人のうち1人を投票所から離れた遠隔地に配置しオンラインを通じて投票立会を行う「オンライン投票立会」の仕組みを導入しています。

このオンライン投票立会は、オンライン会議を行う要領で遠隔地から立会を行うことができ、立会人の確保の円滑化、立会人の負担軽減、移動期日前投票所の人員の縮減等に効果を発揮し、江府町長選挙（令和6年7月21日投票）や、衆議院議員総選挙（令和6年10月27日投票）（於：南部町）等で実践されています。

図表3 オンライン投票立会人（投票所から12km離れた建物内）



今後も県はこうした仕組みを活用して中山間地域等の投票立会人不足の解消及び投票所の維持その他投票環境の向上につなげていきたいと考えています。

4 今後の展望

近年の投票率の低下傾向、政治への無関心化、SNS等インターネット上での誹謗中傷・デマ・真偽不明情報の拡散、再生数を稼ぐための過激な投稿、選挙運動の二馬力行為など、選挙の公明・適正が脅かされ、国民の選挙への信頼を損ない、民主主義と地方自治の根幹を揺るがす深刻な課題が山積しています。

鳥取県では、国による抜本的な対応策を待ちつつも、地方の立場から対策を講じ、法令や条例の趣旨を踏まえた適正な運用を通じて、民主主義の根幹を守り抜く決意を明らかにしています。今後も、県、市町村、教育機関、警察等の連携を一層強化し、公明かつ適正な選挙の確保、法の適切な解釈・運用、主権者教育の推進及び投票環境の向上を総合的に推進していきます。

注 研究会報告書

(<https://www.pref.tottori.jp/315202.htm>)

